

一般社団法人 九州民泊協会 会員規約

第1章 総則

第1条（事業目的）

- 1 当法人は、安心して快適な民泊施設の改善、民泊施設における接遇の改善及び経営の指導を図ることにより、国内外旅行者の利便の促進に資するとともに、民泊業の健全な発展と消費者の保護、我が国の観光事業の発展と国際親善に寄与することを目的としています。
- 2 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 民泊の施設に関する基準に基づく登録の代行
 - (2) 民泊に宿泊する国内外客の宿泊等に関する調査、研究及び指導
 - (3) 民泊の接遇指導及び民泊利用者等の苦情対応
 - (4) 民泊に関する情報、資料の収集及びそれらの国内外への提供
 - (5) 各種講演会、セミナー、イベント等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
 - (6) 民泊経営者の責任保険等への加入の促進
 - (7) 民泊事業における雇用拡大
 - (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。
- 3 前項の活動目的を達成するために、当法人は一般会員、賛助会員（以下総称して「会員」という）を募り、会員組織を構成します。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、当法人に会員として入会したものが、当法人の会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員

第3条（構成員）

当法人の会員とは、本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とします。

注：当法人の会員とは、一般社団法人における社員ではありません。社員総会の議決権を有する者ではないため、法人運営に係る各種権利（理事任命解任、決算報告他）を行使することはできません。

第4条（入会）

- 1 会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数の承認を得なければなりません。
- 2 入会基準及び入会手続は、社員総会において別に定める会員規程によります。

第5条(入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当法人は入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当法人から会員資格を取消されたことがある場合
- (3) その他当法人が、会員契約を締結することが不適當な事由があると判断した場合

第6条(会費の支払い等)

1 入会金及び年会費(以下「会費等」という)の額は、次の各号に定める額とします。

(1) 一般会員 入会金 金3万円(非課税) 年会費 金1万2000円(非課税)

(2) 賛助会員 入会金 金10万円(非課税) 年会費 金6万円(非課税)

※一旦退会後、再入会の場合の別途審査あり

- 2 入会金は、入会時に一括払いとし、年会費は、毎年会員更新期間に翌事業年度分をお支払い頂くこととします。
- 3 入会金及び年会費は、本協会が別途指定する当法人の銀行口座に振込む方法でお支払い頂きます。

第7条(会費等の払戻)

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わずこれを返還致しません。

第8条(有効期限)

会員契約の期間は、入会の初年度は入会した月から1年間とし、次の各号に掲げる全てを満たした場合は、その期間が1期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- (1) 第6条による年会費を期限内に支払っており、所定の登録手続きを期限内に完了させていること
- (2) 当法人より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと
- (3) 本規約に違反していないこと

第9条(変更の届出)

- 1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、当法人へ

の届出事項に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨及び変更後の事項を当法人に対して通知する

必要があります。(info@kyushuminpaku.com 宛に件名を「会員登録情報変更」としメールでご連絡ください。)

- 2 当法人は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負いません。

第10条(退会)

会員は、理事の過半数の決定によって別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することが可能です。但し、退会をしようとする時は、その退会の日から1ヶ月前までに、当協会所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することが出来ます。(info@kyushuminpaku.com 宛に件名を「退会希望」としメールでご連絡ください。)年度途中の場合も、会費の返還はございません。また会員更新時期に更新手続きがなされない場合は、理由の如何を問わず退会となります。なお当法人の著作物を所有している場合は、返却が義務づけられます。また退会後は理由の如何を問わず、著作物の使用は一切できません。

第11条(会員資格の取消し)

当法人は会員が次の各号の1つに該当すると認められた場合、本会員契約を解除し、会員資格及び取得済みの資格を剥奪することが出来るものとします。

- (1) 当法人に許可なく、当法人の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (2) 当法人に許可なく、当法人と競業する行為を行った場合
- (3) 当法人に許可なく、当法人の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (4) 当法人に許可なく、当法人の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (5) 当法人に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (6) 当法人又は当法人の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 当法人の事業活動を妨害する等により当法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (8) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行なった場合
- (9) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合

第12条(会員の資格喪失)

前11条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 会費を継続して3か月以上滞納したとき

- (2) 総正会員の同意したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第3章 会員の権利

第13条(権利)

- (1) 一般会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
 - ①民泊の最新情報の発信
 - ②民泊経営者と関連業者の運営アドバイスとサポート
 - ③セミナー、イベント、交流会の優先案内及び優待割引
 - ④民泊運営においての付随サービス及び商品を特別価格にて提供
 - ⑤民泊に関する保険のご提案
 - ⑥民泊事業開始の届出・登録サポート
 - ⑦運営実務・法律相談・税金や労務等の事業サポート
 - ⑧当法人のロゴマークの使用
 - ⑨一般社団法人九州民泊協会の呼称の使用

- (2) 賛助会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
 - ①民泊の最新情報の発信と個人会員へPR支援
 - ②セミナー、イベント、交流会の優先案内及び優待割引
 - ③会員を対象とした商品案内等のセミナー開催許可(協会本部への事前申請要)
 - ④カンファレンス他協会主催のイベントブースにおけるブース出展権(有料の場合あり)
 - ⑤ホームページにて個人会員への紹介(会社・商品案内等)
 - ⑥一般社団法人九州民泊協会の呼称の使用

第4章 その他

第14条(著作権)

- 1 当法人によって制作される著作物の著作権は全て当法人に帰属します。
- 2 当法人によって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第15条(秘密保持)

- 1 会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中並びに契約の期間終了後2年の間は、当法人によって開示された、当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはなりません。
- 2 会員は、当法人から開示された秘密情報を、自己の従業員その他企業内の

者（以下本条において「従業員等」という）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとします。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負います。

- 3 当法人は会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに乙又は乙の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができるものとします。

第16条（競業禁止）

会員は、本契約の期間中並びに本契約の終了後2年の間は、当法人の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもって本業務と同種又は類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはなりません。

第17条（個人情報）

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び更新提出書類に記載された個人情報を、当法人が利用又は、第三者へ提供することができます。

- (1) 当法人の活動に関して使用する場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める業務遂行することに対して協力する必要がある場合

第18条（免責及び損害賠償）

- 1 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または、第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。
- 2 仮に当法人が会員に対して損害賠償を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は、間接損害、特別損害、遺失利益、ならびに第三者からの請求及び、軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
- 3 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。
- 4 会員は故意又は過失により当協会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとします。

第19条（規約の追加・変更）

当法人は、理事会の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規程の全部又一部を変更することができるものとします。当法人により変更された本規約

は、当法人のウェブサイト上会員専用ページに掲載された時点で、効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとしします。

第20条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとしします。

第21条（訴訟管轄）

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所をその管轄裁判所としします。

第22条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとしします。

以上、本規約の効力は平成28年9月27日より、生じるものとしします。